16　保安基準第二十二条第三項第二号の座席（通路に設けられる補助座席に限る。）に備える座席ベルトの取付装置は、細目告示第三十条第二項及び第百八条第四項中協定規則第十四号の技術的な要件については、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十八年国土交通省告示第九百七十八号）による改正前の別添三十一「座席ベルト取付装置の技術基準」に定める方法によることができる。この場合において、同別添3.1.中「22,300N（後ろ向き座席にあっては8,900N、バス等に備える座席にあっては2,940N）」とあるのは「2,940N」と、3.2.中「13,500N（後ろ向き座席にあっては5,400N、バス等に備える座席にあっては2,940N）」とあるのは「2,940N」と、4.1.2.1.中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。

17　保安基準第二十二条第三項第二号の座席（通路に設けられる補助座席に限る。）に備える座席ベルトは、細目告示第三十条第四項及び第百八条第六項中協定規則第十六号の技術的な要件については、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十八年国土交通省告示第九百七十八号）による改正前の別添三十二「座席ベルトの技術基準」に定める方法によることができる。

18　平成三十一年十一月十四日以前に製作された自動車又は平成三十一年十一月十四日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、若しくは受けたものについては、保安基準第二十二条の三第四項の規定並びに細目告示第三十条第六項から第九項まで、第百八条第八項から第十一項まで及び第百八十六条第八項から第十一項までの規定は適用しない。

19　保安基準第二十二条の三第四項の座席ベルトの取付装置は、細目告示第三十条第六項の規定にかかわらず、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十八年国土交通省告示第九百七十八号）による改正前の別添三十一「座席ベルト取付装置の技術基準」に定める方法によることができる。この場合において、同別添中3.1.中「22,300N（後ろ向き座席にあっては8,900N、バス等に備える座席にあっては2,940N）」とあるのは「2,940N」と、3.2.中「13,500N（後ろ向き座席にあっては5,400N、バス等に備える座席にあっては2,940N）」とあるのは「2,940N」と、4.1.2.1.中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。

20　保安基準第二十二条の三第四項の座席ベルトは、細目告示第三十条第八項の規定にかかわらず、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十八年国土交通省告示第九百七十八号）による改正前の別添三十二「座席ベルトの技術基準」に定める方法によることができる。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千三百三十六号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第六十九条の規定に基づき、旅客自動車運送事業者が管理すべき書類を定める告示を次のように定める。

平成二十八年十一月十五日　　国土交通大臣　石井　啓一

旅客自動車運送事業者が管理すべき書類を定める告示

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号。以下「規則」という。）第六十九条の告示で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一　規則第三条第二項に規定する苦情の記録

二　一般貸切旅客自動車運送事業者にあっては、規則第七条の二第二項に規定する運送引受書の写し

三　規則第十九条の二に規定する損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

四　規則第二十四条第五項に規定する点呼の記録

五　規則第二十五条に規定する乗務記録

六　一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者にあっては規則第二十六条第一項に、同条第二項の一般乗用旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。）にあっては同項に、それぞれ規定する運行記録計による記録

七　規則第二十六条の二に規定する事故の記録

八　一般貸切旅客自動車運送事業者にあっては、規則第二十八条の二第一項の規定による運行指示書

九　規則第三十七条第一項及び第二項の乗務員台帳並びに一般乗用旅客自動車運送事業者にあっては同条第四項の乗務員証

十　規則第三十八条第一項の規定による指導監督の記録並びに同条第二項の認定を受けた適性診断の実施及びその結果の記録

十一　一般乗用旅客自動車運送事業者にあっては、規則第四十条第三項に規定する指導監督の記録

十二　規則第四十五条第二号に規定する点検及び整備に関する記録簿

十三　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十六条第一項の規定による協定の書類

十四　労働基準法第八十九条の規定による就業規則

十五　労働基準法第百七条第一項の規定による労働者名簿

十六　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条の三の規定による健康診断の結果の記録

附　則

この告示は、平成二十八年十二月一日から施行する。

○国土交通省告示第千三百三十七号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十七条の七第一項の規定に基づき、旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の七第一項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項（平成十八年国土交通省告示第千八十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十二月一日から施行する。

平成二十八年十一月十五日　　国土交通大臣　石井　啓一

題名を次のように改める。

旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の七第一項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等

第一項中「昭和三十一年運輸省令第四十四号」の下に「。以下「規則」という。」を加え、「に係る」を「にかかわる」に、「次のとおり」を「次に掲げる事項」に改める。

第二項中「安全に係る」及び「安全に関する」を「安全にかかわる」に、「次のとおり」を「次に掲げる事項（一般貸切旅客自動車運送事業者以外の旅客自動車運送事業者にあっては、第七号及び第八号に掲げる事項を除く。）」に改め、同項に次の二号を加える。

七　事業用自動車の運転者、法第二十三条第一項に規定する運行管理者及び道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十条第一項に規定する整備管理者に係る情報

八　事業用自動車に係る情報

第二項の次に次の一項を加える。

3　規則第四十七条の七第一項の規定による報告は、一般貸切旅客自動車運送事業者が、国土交通大臣に対し、前二項各号に掲げる事項について、電磁的方法（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法をいう。）により行うものとする。